

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地 岩瀬書店富久山店 福島県郡山市富久山町八山田字大森新田三十六一一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地 葉王堂本宮仁井田店 福島県本宮市仁井田字富士内十番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要 意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業

雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地 ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田西一丁目五十八ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課、福島県民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地 新福島駅ビル 福島県福島市栄町一一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年一月二十七日から同年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地 福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

大沼郡金山町大字水沼字下大牧二三五三の一、二三五三の二、二三八七の一から二三八七の三まで、二三八七の五、一三八七の六、二三八七の二〇、二三八七の三

四から二三八七の三六まで、字中島二三五一の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字八町字山久保三〇八の一、字早坂三二二の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字八町字山久保三〇八の一、字早坂三二二の一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字水沼字木根沢一九四〇、一九四〇の二、一九四一から一九四四

まで、一九四六、一九四八、一九四九、一九四九の二、一九五二、一九五三、一九

五三の一、一九五六、一九五九の一、一九六〇、一九六一、一九六四から一九七一

まで、一九七五の一、一九七六の一、一九七六の二、一九八〇、一九八四、一九八

六の一、一九八六の一、一九八七、一九八八、一九九〇の一、一九九〇の二、一九

九〇の四、四一五三

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

3 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字水沼字沢東一一三一、一一三二の一、一一五一の一、一一五四

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字大栗山字李治三〇一三、三〇一六の一、三〇一六の二、三〇一

六の六、三〇一六の九、三〇一七、三〇五〇、字松原一九七の一、一九九、一二〇〇、

二〇一の一、字下松原一九四の三、二一六の一、四二〇の二、四一〇のイ、四二一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字西谷字橋向一九四一から一九四三まで、一九四六、一九四八か

ら一九五四まで、一九五五の一から一九五五の二三まで、一九五六から一九六〇ま

で、一九六三、一九六四の一、一九六四の二、一九六五の一、一九六五の三から一

九六五の一二まで、一九六五の二四から一九六五の二五まで、一九六五の二七から

一九六五の三三まで、一九六五の三四、一九六五の三六から一九六五の四二まで、

一九六五の四四から一九六五の五二まで、一九六五の五四から一九六五の七四まで、

一九六六、一九六六のイ、一九六九、一九七一、一九七三、一九七四の一、一九七

四の二、一九七七の一、一九七八から一九八三まで、一九八四の一、一九八四の二、

一九八五から一九八七まで、二〇八六から二〇九一まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2) (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大沼郡金山町大字水沼字沢東一一三一、一一三二の一、一一五一の一、一一五四

- の二、一一五四の三、字後山九〇六の一、九〇六の二、九〇七の一、九〇八の一、九〇八の二、九〇八の三、九一五の一、九一六、九三三、九三三の二から九三三の三まで、九三二のイ、九三三の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字小栗山字腰巻二二六二、二二六三の一、二二六三の二、二二六四の一、二二六四の二、二二六五、字堂平二〇一三、二〇一四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字山入字鮭立向山二六一五の一（次の図に示す部分に限る。）、二六一五の六から二六一五の四四まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
(2) 字鮭立向山二六一五の一・二六一五の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齡以上のものとする。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齡以上のものとする。

- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）
(森林保全課)
- 福島県告示第四十号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。
- 令和八年一月二十七日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字棚倉字矢近二四四の二三から二四四の一五まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字福岡字下平七八の一、七九の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標
準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡棚倉町大字大梅字白毛角一九七の二

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡棚倉町大字流字大日向二七

2 保安林として指定された目的

3 土砂の崩壊の防備

(一) 立木の伐採の方法

変更後の指定施業要件

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡棚倉町大字流字北大犬沢三から五まで、一四から一七まで、一〇

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 變更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡棚倉町大字流字南大犬沢五一から五五まで、五六の一、五七の一、五八の一、六〇から六三まで、七二から七五まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 變更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

福島県告示第四十一号

二
南会津郡南会津町滝原字寺久保八八二から八八五まで、八八六の一、八八六の五、
八八六のイ、八八六のロ、八八六のハ、八八六のニ、八八七から九〇〇まで、九〇
四のイ、九〇四のロ、一六一〇の一、一六一〇の三、一六一一から一六一七まで、
一七七六の一、一七七六の二、一七七七の三、一七七七の六、一七七七の九から一
七七七の一まで、一七七七の一三から一七七七の一五まで、一七七七のロ、字大
久保一六一九の一、一六一九の二、一六二一、一六二三、一六二五から一六三〇ま
で、一六三一の一、一六三一の四、一六三一の五、一六三一のロ、一六三三、一六
三六、字折越八七九から八八二まで、字反間九〇五、九〇六、九〇七の一から九〇
七の三まで、九〇八から九一〇まで、九一一の一、九一二の一、九一二の二、九一
三、九一四の一、九一五の一、九一六の一、九一九の一、九二七の一、九二八の一
保安林として指定された目的

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標

- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
南会津郡南会津町藤生字畑之沢二三〇四
2 保安林として指定された目的
- 3 3 水源の涵養**
2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法**
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をことができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
南会津郡南会津町藤生字曲窪二二六二の一、字北ノ平二三二六三の一
2 保安林として指定された目的
- 3 3 水源の涵養**
2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法**
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をことができる立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
南会津郡南会津町針生字駒戸山一七二四の七
2 保安林として指定された目的
- 3 3 水源の涵養**
2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法**
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができます立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
南会津郡南会津町金井沢字後山一二五一の一から一二五一の六まで、一二五二か
ら一二六〇まで、一二六一の一から一二六一の三三まで、一二六四から一二七一ま
で、一二七二の一から一二七二の一四まで、字中村一九五
2 保安林として指定された目的
- 3 3 水源の涵養**
2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法**
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができます立木は、南会津町森林整備計画で定める
標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 福島県告示第四十二号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手
のうち次に掲げる者については、その所在が不明確であるため、同法第八十九条の
規定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨
は、次のとおりである。
- 令和八年一月二十七日
- 一 所在の不分明な者の氏名**
- 笠間力 佐藤智 佐藤栄喜 佐藤勇雄 佐藤和男 佐藤榮喜 安部作憲 安部寅記
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町糸沢字中沢山三三二の一
2 保安林として指定された目的
- 二 通知の内容の要旨**
- 福島県知事 内堀雅雄

- 福島県告示第四十三号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- 令和八年一月二十七日
- 福島県知事 内堀 雅雄
- 一 所在の不分明な者の氏名
- | | | | | | | |
|------|-------|------|------|-------|------|--------|
| 会田孝子 | 会田宗一 | 戸田道雄 | 後藤文雄 | 佐藤チエ子 | 佐藤義昭 | 山野辺光一郎 |
| 新妻太 | 新妻良平 | 菅波禎子 | 瀬谷秀武 | 西山義意 | 青木友子 | 石井典夫 |
| 代子 | 船生壽一 | 中野庄内 | 中野洋志 | 馬上博美 | 片寄勝広 | 鈴木一夫 |
| 阿部利雄 | 安藤ヨシノ | 横山栄 | 戸辺和洋 | 高木隆晴 | 佐藤昭吉 | 會田英信 |
| 三郎 | 白井英明 | 白井光江 | 白井春子 | 薄井金治 | 佐藤信子 | 渡邊嘉 |
| | | | | 木村兼治 | 草野秀直 | |
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があつたこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件（令和七年福島県告示第八百二十二号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるること。
- （森林保全課）
- （森林保全課）